

リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について
答申（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		嶋津暉之				
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
		埼玉県				
③電話番号						
⑤職業		なし	⑥年齢	73	⑦性別	男
⑧御意見						
該当箇所		内容（該当箇所ごとに簡潔に記述してください）				
ページ	行					
答申 (案) 全 体に対 して		<p>1 答申案は、水道用水および工業用水の需要が減少の一途を辿ってきていて、将来はますます縮小していく事実を無視している。</p> <p>下図のとおり、全国の水道用水および工業用水の需要は減少の一途を辿っている。全国の水道の一日最大給水量は1994年度から2014年度までの20年間に一日あたり約1,100万m^3も減っている。一人一日最大給水量を400リットル/日と仮定すると、20年間で約2,700万人分の水道給水量が減ったことになる。今後は人口減少時代になることにより、水道用水の規模縮小に拍車がかかることは必至である。工業用水も減り方が凄まじい。1975年と比べると、2014年の使用量は2/3の規模になっている。下図で示した水道・工業用水の減少傾向は、利根川・荒川水系などの各指定水系でも同様である。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>全国の水道の一日最大給水量の推移</p> <p>【注】上水道と簡易水道の合計を示す。 出典：日本水道協会「水道統計」</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>全国の工業用水の使用量の推移</p> <p>【注】工業用水道、井戸水、その他雑水の合計を示す。 出典：経済産業省「工業統計表」</p> </div> </div>				

<p>答申 (案) 全 体に対 して</p>	<p>2 水道用水および工業用水の規模縮小で水余りがますます顕著になっていく時代において新たな水資源開発事業は不要であるから、答申案は現在計画中および建設中の水資源開発事業の中止を求めるべきである。</p> <p>上述のとおり、水道用水および工業用水の需要が減少の一途を辿り、将来はますます縮小していくのであるから、新たな水資源開発事業が不要であることは明白である。それにもかかわらず、各水系で不要な水資源開発事業が推進されている。利根川・荒川水系では八ッ場ダム、思川開発、霞ヶ浦導水事業、豊川水系では設楽ダム、木曾川水系では木曾川水系連絡導水路、淀川水系では川上ダム、天ヶ瀬ダム再開発、筑後川水系では小石原川ダムなどの事業である。いずれも水需要縮小の時代において無用の事業であるから、答申案はこれらの新規水資源開発事業の中止を求めるべきである。</p>
<p>答申 (案) 全 体に対 して</p>	<p>3 水需要が減少の一途を辿り、水余りが一層進行していく時代においてフルプラン（水資源開発基本計画）の役割は終わっているのであるから、根拠法である水資源開発促進法とともに、各指定水系のフルプランを廃止すべきである。</p> <p>各指定水系のフルプランは水資源開発促進法の目的に書かれているように、「産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するため」に策定されるものであり、水道用水・工業用水の需要が減少傾向に転じた時点で、その役割を終わっている。答申案は、フルプランの延命策を講じるのではなく、役割が終わった各指定水系のフルプランとその根拠法である水資源開発促進法の廃止を求めるべきである</p>
<p>答申 (案) 全 体に対 して</p>	<p>4 「リスク管理型の水の安定供給に向けた」という言葉で、役割が終わった各指定水系のフルプランの延命策をはかつてはならない。</p> <p>今回の答申案は「地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渇水等の危機時において最低限必要な水を確保するためには、・・・効果的な施策の展開を検討するよう留意する必要がある」と述べているが、これは、役割が終わった各指定水系のフルプランの延命策に他ならない。</p> <p>第5次利根川・荒川水系フルプラン〈2008年策定〉などの現在のフルプランも無理矢理、延命策が講じられたものである。フルプランは当初から水需要の実績と乖離した過大予測によって水資源開発事業の必要性を打ち出すものであったが、1990年代から水道用水・工業用水が減少傾向に転じたため、過大予測を行うにも限度が生じてきた。そこで、国は水資源開発事業を推進するための新たな理由をつくり出した。それはより厳しい渇水年（1/10渇水年）になると、ダム等の供給可能量が大幅に減るので、それに対応するためにも水資源開発が必要</p>

<p>答申 (案) 全 体に対 して</p>		<p>だというものである。</p> <p>現行のダム等の開発水量は、利水安全度 1/5 で計画されているので、それより厳しい渇水が来ても対応できるように、利水安全度 1/10 での水需給を考える必要があるというものである。1/10 渇水年においてダム等の供給可能量が大幅に減るといふ国の計算結果は、ダム放流を過剰に行う恣意的な計算によるものであって、1/10 渇水年の話も虚構のものなのであるが、このようにしてフルプランの延命策が講じられてきた。</p> <p>今回の答申案「リスク管理型の水の安定供給に向けた」は、役割が終わった各指定水系のフルプランをさらに延命させることを企図したものであり、答申案の内容を根本から見直すべきである。</p> <p>5 目標年度を過ぎ、期限切れになっている各水系のフルプランを上位計画として国が水資源開発事業を推進している異様な事態を答申案はなぜ問題にしないのか。</p> <p>。</p> <p>利根川及び荒川、豊川、木曾川、淀川、筑後川のフルプランは目標年度が 2015 年度、吉野川水系は 2010 年度で、いずれも目標年度を過ぎており、期限切れになっている。この期限切れのフルプランを上位計画として、八ッ場ダム等の新規水源開発事業が推進されているのは異常である。法律に基づいて計画を策定し、その計画に沿って事業を進めるのが行政の責務であるにもかかわらず、計画を期限切れのままにし、計画の裏付けなしで国が八ッ場ダム等の事業を推進しているのは由々しき問題である。国が法律を軽視した行為を公然と行うのは法治国家としてあるまじきことであるので、答申案はそのことを問題視すべきである。</p>
<p>答申 (案) 全 体に対 して</p>		<p>6 川の自然を取り戻すため、ダム撤去や河口堰のゲート開放などを視野に入れた答申案にすべきである。</p> <p>過去のダムや河口堰といった水資源開発事業によって各河川の自然は大きなダメージを受けてきている。アメリカでは川の自然を取り戻すため、ダム撤去が数多く行われてきている。日本も水需要の縮小で、水余りが一層進行していく時代になっているのであるから、既設のダムや河口堰などの水資源開発施設がどこまで必要なのかを徹底検証して、必要性が稀薄な施設は撤去または運用の改善を進めるべきである。答申案はそのように川の自然を取り戻すことも目指すべきである。</p>